

令和2年5月27日

保護者各位

富山県教育委員会
教育長 宮口 克志

学校（園）再開後の出席停止等の取扱いについて（変更）

6月1日（月）からの学校再開を受けて、本市学校（園）において、新型コロナウイルス感染症の感染者等が確認された場合の児童生徒等の出席停止等の取り扱いについては、次のとおりとします。ただし、保健所から直接指示又は要請があった場合は、それに従ってください。（※4月3日に配付しました「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業及び児童生徒の出席停止等の取扱いについて」の内容を改めます。）

各家庭におかれましては、これまで同様体調管理や感染防止等に努めてください。

記

	児童生徒及び教職員の状況	出席停止等の取扱いについて
1	児童生徒又は教職員及びその家族が濃厚接触者と接触した	・当該者に対して出席停止等の措置はとりません。 ※保護者の判断のもと、念のため休ませる場合は、「欠席」ではなく、「出席停止」として扱い、欠席日数には含みません。
2	児童生徒又は教職員の同居家族が濃厚接触者として特定された	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は濃厚接触者と特定された日から、保健所に指示された日まで。
3	児童生徒又は教職員が濃厚接触者として特定された	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は濃厚接触者と特定された日から、保健所に指示された日まで。
4	児童生徒又は教職員に感染者が判明し、学校外での感染が明らかな場合	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は感染の判明した日から、専門医等が登校を許可した日まで。
5	児童生徒又は教職員に感染者が複数判明し、感染経路が学校内の場合等	・当該校の全部、又は一部（学年、学級）を臨時休業とする措置をとります。（欄外※を参照ください。）
6	児童生徒又は教職員に発熱等の風邪の症状がみられる場合	・当該者は登校を控えて、自宅で休養してください。 ※この期間の出席の取扱いについては、「出席停止」とすることができません。
7	保護者の判断のもと、児童生徒を欠席させる場合	・保護者の判断のもと、学校を休ませる場合は、その期間を「欠席」ではなく、「出席停止」として扱い、欠席日数には含みません。なお、欠席期間については、事前に保護者から学校に連絡してください。 ・医療的ケアが必要な児童生徒や基礎疾患のある児童生徒については、主治医等にご相談の上、登校を判断してください。その際、欠席した場合には、出席停止となります。

※臨時休業（学校の全部又は一部）については、感染の事実や感染者の人数のみで判断するのではなく、学校内に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情を考慮し、保健所等と協議の上で判断することとします。

【問合せ先】 大沢野中学校
富山県教育委員会 学校教育課

（電話）468-2600
（電話）443-2134